

財団法人茨城県建築センター確認検査業務規程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この確認検査業務規程（以下「規程」という。）は、財団法人茨城県建築センター（以下「建築センター」という。）が、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）に定める指定確認検査機関として行う確認、中間検査及び完了検査に関する業務（以下「確認検査業務」という。）の実施について、法第77条の27の規定に基づき必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助員 確認検査の補助的な業務を行う職員をいう。
- (2) 確認検査員等 確認検査員及び補助員をいう。
- (3) 役員 建築基準法施行令第136条の2の14第1項第2号に規定する役員をいう。
- (4) 親族 配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族をいう。
- (5) 関係企業等 次のいずれかに該当する企業、団体等をいう。
 - イ その者またはその親族が総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。）又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等
 - ロ その者が所属する企業、団体等（過去二年間に所属していた企業、団体等を含む。）
 - ハ その者の親族が役員である企業、団体等（過去二年間に役員であった企業、団体等を含む。）
- (6) 制限業種 次に掲げる業種（建築主事が確認検査を行うこととなる国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に係るもの及び建築主事を置かない市町村の建築物に係る工事監理業を除く。）をいう。
 - イ 設計・工事監理業（工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。）
 - ロ 建設業（しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。）
 - ハ 不動産業（土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。）
 - ニ 建築設備の製造、供給及び流通業

第2章 確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するための方針及び体制

第1節 方針・運営及び権限と責任

(確認検査業務の実施の基本方針)

第3条 建築センターは、法、法に基づく命令及び条例、これらに関わる技術的助言、法第18条の3に基づく確認審査等に関する指針(平成19年国土交通省告示第835号。以下「指針」という。)、その他関係法令並びにこの規程の要件に従うとともに、公共の福祉の増進に資する確認審査業務の使命に鑑み、確認検査業務を公正かつ適確に実施するものとする。

2 代表理事は、確認検査業務が公正かつ適確に行われるようにするため、事業年度ごとに業務の実施に関する方針(以下「確認検査業務実施方針」という。)を定めて職員に周知する。

(確認検査業務管理体制の運営、責任と権限)

第4条 代表理事は、確認検査業務の指定区分及び業務区域並びに業務量見込みに応じて、この規程に従って業務が公正かつ適確に行われるために必要な体制を構築するとともに、その実行のために必要な規則(以下「確認検査業務管理規則」という。)を定め、職員(非常勤職員を含む。)に周知し、実施させる。

2 確認検査業務管理規則には、少なくとも以下に掲げる事項について、その実施に必要な事項を定める。

- (1) 確認検査業務管理体制の見直し
- (2) 文書及び記録の管理
- (3) 苦情処理
- (4) 内部監査
- (5) 不適格案件管理
- (6) 再発防止措置
- (7) 秘密の保持

3 代表理事は、建築センターが行う確認検査業務を担当する役員として、確認検査業務管理責任者を定める。

4 確認検査業務の実施に係る最高責任者は代表理事とし、確認検査業務管理責任者が確認検査業務に係る管理の責任と権限をもつ。

(確認検査業務管理体制の見直し)

第5条 代表理事は、建築センターの行う確認検査業務管理体制が引き続き適切、妥当で、かつ効果的であることを確実にするために、年1回、次事業年度の開始前までに、定期的に確認検査業務管理体制の見直しを行う。また、建築センター及び建築センターの業務をとりまく環境の変化、社会的要請の変化、内部監査の結果、外部からの要求等によ

り必要と判断した場合には、随時、確認検査業務管理体制の見直しを行う。

- 2 確認検査業務が公正かつ適確に行われることを確実にするために、確認検査業務管理体制を継続的に改善する。

(確認検査業務の組織体制)

第6条 代表理事は、確認検査業務が公正かつ的確に行なわれることを確実にするため、申請建物の規模や用途、確認検査業務に従事する職員の構成に応じた確認検査の組織体制を構築する。

- 2 確認検査業務に従事する職員は、その職務の執行に当たって厳正、かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。
- 3 確認検査業務管理責任者は、確認検査業務に従事する職員が、前項を満たして業務を行うことを確実にするための業務体制を構築するものとする。

第2節 確認検査業務の手順

(確認検査業務の手順)

第7条 確認検査業務が、この規程に従って常に公正かつ適確に行われることを確実にするため、確認検査の具体的な手順その他確認検査業務の実施に必要な事項を含む確認検査業務実施要領（以下「実施要領」という。）を定め、これに従い確認検査員等に確認検査業務を実施させる。

- 2 建築センターは、実施要領を最新の状態に維持し、確認検査員等がいつでも利用できるようにする。

第3節 文書管理及び記録の管理

(文書管理及び記録管理)

第8条 確認検査業務が常に公正かつ適確に行われることを確実にするため、建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）との打ち合わせ、指摘事項とその対応及びその実施の確認その他確認検査業務の実施の過程で行われた事柄に関する記録を作成し、原則として15年間保存するものとする。

- 2 第1項の記録、確認検査の申請図書その他の文書（以下「文書」という。）は、容易に識別、検索でき、必要に応じて参照できるよう適確に保管、管理を行うものとする。
- 3 文書は、作成に先立ち、権限を与えられた者がその適切性を審査し、承認する。
- 4 文書は、必要に応じ更新し、履歴を記録する。
- 5 文書は、審査中は事務所内に保管するものとし、審査終了後は施錠できる室又はロッカー等に保管する。
- 6 法第77条の29に規定する帳簿等の保管は、確実かつ秘密の漏れない方法で行う。

第4節 確認検査員等

(確認検査員の選任)

第9条 代表理事は、確認検査業務を実施させるため、設計・工事監理業、建設業、不動産業並びに建築設備の製造、供給及び流通業を兼業しない常時雇用職員である確認検査員を4名以上選任し、うち2名以上を専任とする。

2 確認検査員は職員（非常勤の職員を含む。）から選任する。

3 第1項の確認検査員の数は、前年度の確認、中間検査及び完了検査の実績に応じ、「建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令」（以下「機関省令」という。）第16条の規定により必要とされる人数以上となるように毎年度見直しを行う。

4 前3項の規定に関わらず、代表理事は、確認、中間検査及び完了検査の申請件数の増加が見込まれる場合にあっては、すみやかに、新たな確認検査員（非常勤の確認検査員を含む。）を雇用する等の適切な措置を講ずる。

(確認検査員の解任)

第10条 代表理事は、確認検査員が次のいずれかに該当する場合は、その確認検査員を解任する。

(1) 法第77条の20第5号の規定に適合しなくなったとき。

(2) 法第77条の62の規定により国土交通大臣の建築基準適合判定資格者登録の削除があったとき。

(3) 前2号のほか、職務上の業務違反その他確認検査員としてふさわしくない行為があったとき。

(4) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(確認検査員の配置)

第11条 確認検査業務を実施させるため、確認検査員を本部事務所に2名以上、県南事務所に2名以上、県西事務所に1名以上配置する。

2 確認検査員が休暇をとる場合その他やむを得ない事情により、確認検査業務を実施できない場合にあっては、他の事務所の確認検査員が臨時に確認検査業務を行なうこととする。

3 代表理事は、本部事務所、県南事務所及び県西事務所がそれぞれの見込まれる業務量を適切に処理できるよう、確認検査業務に従事する職員の配置を見直す。

(確認検査員等の身分証の携帯)

第12条 確認検査員等が、建築物等、建築物等の敷地若しくは建築工事場等に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

2 前項の身分証の様式は、第1号様式による。

第3章 確認検査の業務の実施方法等

第1節 一般

(確認検査業務を行う時間及び休日)

第13条 確認検査業務を行う時間は、休日を除き、午前9時から午後6時までとする。

2 前項の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日（ただし、建築センターが特に定めた日を除く。）
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (4) 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 第1項の確認検査業務を行う時間及び第2項の休日の規定については、緊急を要する場合又は事前に建築センターと建築主等との間において確認検査業務を行うための日時の調整が図られている場合は、これらの規程によらないことができる。

(事務所の所在地及びその業務区域)

第14条 建築センターの所在地は、水戸市笠原町978-30とする。

2 建築センターには確認検査業務を行うために次の事務所を置く。

- (1) 本部事務所 水戸市笠原町978-30
- (2) 県南事務所 つくば市松代1丁目18-1
- (3) 県西事務所 古河市諸川1064-1 三友ビル5階

3 前項各号に定める事務所の業務区域は、それぞれ茨城県全域とする。

(業務の範囲)

第15条 確認検査業務を行う範囲は、次の各号に掲げる建築物、建築設備、及び工作物（以下「建築物等」という。）の確認、完了検査及び中間検査とする。

- (1) 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第15条第1号から第8号に掲げる建築物とする。ただし、原子力関連施設の敷地内に係る建築物を除く。
- (2) 建築基準法施行令第146条第1項第1号に規定する建築設備。
- (3) 建築基準法施行令第138条第1項に規定する工作物。

2 前項の規定に関わらず、建築センターは次に掲げる者が建築主等である建築物等又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物等について、その確認検査業務を行わない。

- (1) 代表理事又は確認検査業務管理責任者
- (2) (1)に掲げる者の親族
- (3) (1)に掲げる者の関連企業等

(確認検査業務の処理期間)

第 16 条 建築センターは、申請建物の規模や用途に応じた標準的な確認検査業務の処理期間を定め、掲示する。

第 2 節 確認

(確認の申請)

第 17 条 建築主等は、建築基準法施行規則（以下、「施行規則」という。）第 1 条の 3、第 2 条の 2 又は第 3 条（これらの規定を第 3 条の 3 第 1 項から第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による申請書に次に掲げる書類を添えて確認の申請を行うものとする。なお、法第 9 3 条により消防長又は消防署長（以下「消防長等」という。）の同意を必要とするものは、施行規則第 1 条の 3 第 1 項第 1 号の規定する申請書類の提出部数に副本 1 部を加えたものを提出部数とする。

(1) 次の通知書又はその写し（該当する場合に限る。）

イ 施行規則第 10 条の 4 に規定する許可関係規定による特定行政庁の許可通知書

ロ 施行規則第 10 条の 4 の 2 に規定する認定関係規定並びに法第 86 条第 1 項又は第 2 項及び法第 86 条の 2 第 1 項の規定による特定行政庁の認定通知書

ハ 法第 86 条の 5 第 2 項の規定による特定行政庁の認定取り消し通知書

(2) 法の規定に基づく条例の規定による地方公共団体の長の許可書及び認定書又はその写し（該当する場合に限る。）

(3) 現地調査表(第 2 号様式) 正本のみに 1 部

(4) 建築センターが確認申請の引受及び審査において特に必要があった図書

2 前項の申請は、予め建築センターと協議した上で建築センターが指定する方法で、電子情報処理組織（建築センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と建築主等の使用に係る入出力装置とを電気通信回路で接続した電子情報処理組織を言う。以下同じ。）又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）にて行うことができる。

(確認申請の引受及び契約)

第 18 条 建築センターは、前条の確認の申請があったときは、次の事項について審査し、支障がない場合は手数料の入金を確認したうえでこれを引き受ける。ただし、手数料の納入について建築センターと建築主等の間で事前に覚書等を締結している場合は、この限りでない。

(1) 申請のあった建築物等が第 15 条第 1 項各号に定める確認対象であること。

(2) 設計者が当該建築物の設計資格を有し、かつ建築士法の規定に違反していないこと。

(3) 提出された確認申請関係図書に不足がなく、かつ、記載事項に漏れがないこと。

- (4) 申請に係る計画の内容に明らかな瑕疵がないこと。
- (5) 申請に係る計画が第 15 条第 2 項の規定に該当するものでないこと。
- 2 建築センターは、前項の規定において、確認申請関係図書に不備を認めるときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、確認申請関係図書を建築主等に返却する。
- 3 建築センターは第 1 項により申請を引き受けた場合には、建築主等に引受書(第 3 号様式)を交付する。この場合、建築主等と建築センターは別に定める「確認検査業務約款」(以下「業務約款」という。)に基づき契約を締結したものとする。
- 4 建築センターは前 3 項の規定に関わらず、確認、中間検査又は完了検査(以下「確認等」という。)の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、又はその他正当な理由により適正な確認を実施することが困難な場合には、確認業務を引き受けない。

(業務約款に盛り込むべき事項)

策 19 条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 建築主等は、建築センターの請求があるときは、建築センターの確認業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る計画に関する情報を遅滞なくかつ正確に建築センターに提供しなければならない旨の規定
- (2) 建築主等は、申請に係る計画に関し建築センターがなした建築基準関係法令への適合性の疑義等に対し、追加説明書の提出その他の必要な措置をとらなければならない旨の規定
- (3) 確認が法第 6 条 5 項に規定する構造計算適合性判定を要する建築物等に係るものである場合であって、法第 6 条の 2 第 6 項に規定する通知書の交付を受けたときは、建築センターは当該通知書に記載された期間の限りにおいて、確認の期限を延長できる旨の規定
- (4) 建築センターは、建築センターの責めに帰することができない事由により、業務期日までに確認済証を交付できない場合には、建築主等に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる旨の規定

(確認の実施)

策 20 条 建築センターは、確認申請を引き受けたときは、申請に係る計画が建築基準関係規定に適合しているかどうかの審査を確認検査員に実施させる。

- 2 確認検査員等は、次に掲げる者が建築主等である建築物等又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物等について、確認の業務を行わない。
 - (1) 当該確認検査員等
 - (2) 当該確認検査員等の親族
 - (3) 当該確認検査員等の関係企業等
- 3 確認検査員は、指針及び実施要領(以下「指針等」という。)に基づき、確認申請関係

図書をもって、第 1 項の審査を行う。この場合、必要に応じ、建築主等に説明等を求めることとする。

- 4 補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査等の補助的な業務のみを行い、単独で確認業務を行わない。

(消防長等の同意等)

第 21 条 建築センターは、法第 93 条第 1 項の規定に基づき、消防長等の同意を求める場合には、消防同意依頼書(第 4 号様式)に、建築主から提出された書類及び図書を添えて行う。

- 2 建築センターは、法第 93 条第 4 項の規定に基づき、消防長等に対して通知を行う場合には、通知書(消防用)(第 5 号様式)に、規則第 3 号様式による建築計画概要書の写しを添えて行う。

(保健所長への通知)

第 22 条 建築センターは、法第 93 条第 5 項の規定に基づき、所管保健所長に通知を行う場合には、通知書(保健所用)(第 6 号様式)により行う。

(知事等への構造計算適合性判定の求め)

第 23 条 建築センターは、法第 6 条の 2 第 3 項の規定に基づき、知事(法第 18 条の 2 第 1 項の規定により指定された指定構造計算適合性判定機関を含む。以下「知事等」という。)に構造計算適合性判定を求める場合は、確認申請書副本 1 通及びその添付図書、構造計算適合性判定を行う際の留意事項がある場合は、当該事項の内容を記載した書類及び知事等が定める図書等を提出する。

- 2 建築センターは、代表理事又は担当役員の関係企業等に該当する指定構造計算適合性判定機関に対し、自ら引き受けた建築確認に係る判定を求めてはならない。
- 3 建築センターは、他の機関から求められた判定を行うとするときは、その年度において自ら引き受けた建築確認に係る判定を当該他の機関に対し求めてはならない。

(確認済証の交付)

第 24 条 建築センターは、建築主等に対し、第 20 条の審査の結果、申請に係る計画が、建築基準関係規定に適合することを確認したときにあつては施行規則別記第 15 号様式による確認済証を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたときにあつては施行規則別記第 15 号の 2 様式による通知書を、建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないときにあつては施行規則別記第 15 の 3 様式による通知書を、建築主等に対してそれぞれ交付する。

- 2 前項に規定する確認済証又は適合しない旨の通知書の交付は、確認申請関係図書のうち確認に要したものの 1 部を添えて行う。

(確認の申請の取り下げ)

第 25 条 建築主等は、建築主等の都合により確認済証の交付前に確認の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した確認申請取り下げ届（第 7 号様式）を建築センターに提出する。

2 建築センターは、前項の申請があったときは、審査を中止し、提出された確認申請関係図書を建築主等に返却する。

(計画変更の申請)

第 26 条 確認済証の交付後に当該確認を受けた建築物等の計画が変更(施行規則第 3 条の 2 に規定する軽微な変更を除く。)され、建築センターに当該計画変更の確認の申請がなされた場合の業務の実施方法は、第 17 条から前条までの規定を準用する。

(確認の記録)

第 27 条 確認検査員等は、申請のあった建築物等の計画の建築基準関係規定ごとの適否、確認業務の実施にあたり行った指示、指摘及びこれらに対する建築主等との回答若しくは措置等を遅滞なく記録する。

第 3 節 中間検査

(中間検査申請)

第 28 条 建築主は、中間検査の申請に際し、施行規則第 4 条の 8 の規定による中間検査申請書に次に掲げる書類を添えて中間検査の申請を行うものとする。

(1) 申請に係る工事中の建築物等の計画に係る確認（確認を受けた建築物等の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認。第 35 条（完了検査申請）において同じ。）に要した図書

(2) 当該工事中の建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の写し

(3) 建築センターが中間検査申請の引受及び検査において特に必要があるとした図書

2 当該工事中の建築物等の計画に係る確認を行った者が建築センターである場合には、建築主は、前項第 1 号に規定する図書の提出を要しない。

3 当該工事中の建築物等の中間検査合格証の交付を行った者が建築センターである場合には、建築主は、第 1 項第 2 号に規定する図書の提出を要しない。

(中間検査申請の引受及び契約)

第 29 条 建築センターは中間検査の申請があった時は、次の事項について審査してこれを引き受ける。

- (1) 申請のあった工事中の建築物等が建築センターの指定区分に合致する建築物等であること。
 - (2) 工事監理者が当該工事中の建築物等の工事監理資格を有し、かつ建築士法の規定に違反していないこと。
 - (3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
 - (4) 当該工事中の建築物等が第 15 条第 2 項の規定に該当するものでないこと。
- 2 建築センターは、前項の規定において、中間検査申請関係図書に不備を認めるときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、中間検査申請関係図書を建築主に返却する。
- 3 第 1 項により申請を引き受けた場合には、建築センターは、建築主に中間検査引受証（規則別記第 29 号様式）を交付する。この場合、建築主と建築センターは別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとする。
- 4 建築センターは、前 3 項の規定に係わらず、確認等の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に中間検査を実施することが困難な場合には、中間検査の業務を引き受けない。

（業務約款に盛り込むべき事項）

第 30 条 前条第 3 項の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 建築主は、建築センターが中間検査業務を行う際に、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨の規定
- (2) 建築主は、建築センターの請求があるときは、建築センターの中間検査業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る工事中の建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確に建築センターに提供しなければならない旨の規定

（中間検査の実施）

第 31 条 建築センターは、中間検査を引き受けたときは、あらかじめ定めた中間検査予定日（建築センター又は建築主の都合により、中間検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日）に、申請に係る工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を確認検査員に実施させる。

- 2 確認検査員等は、第 20 条第 2 項各号に掲げる者が建築主である建築物又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物等について、中間検査の業務を行わない。
- 3 確認検査員は、指針等に基づき目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により、前項の検査を行う。この場合、必要に応じ、建築主に説明等を求める。
- 4 補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、単独で検査を行わない。

(中間検査の結果)

第 32 条 建築センターは、建築主に対し、前条の検査の結果、特定工程に係る工事中の建築物等が、建築基準関係規定に適合することを認めたとときにあつては施行規則別記第 31 号様式による中間検査合格証を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたとときにあつては施行規則別記第 30 号の 2 様式による通知書を建築主に対しそれぞれ交付する。

(中間検査の申請の取り下げ)

第33条 建築主は、建築主の都合により、中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付前に中間検査の申請を取り下げの場合は、その旨及び理由を記載した中間検査申請取り下げ届（第 8 号様式）を建築センターに提出する。

2 建築センターは、前項の申請があつたときは、検査を中止し、提出された中間検査申請関係図書を建築主に返却する。

(中間検査の記録)

第 34 条 確認検査員等は、当該工事中の建築物等の中間検査における建築基準関係規定ごとの適否、中間検査業務の実施にあたり行った指示、指摘及びこれらに対する建築主との回答若しくは措置等を記録するものとする。

第 4 節 完了検査

(完了検査申請)

第 35 条 建築主等は、完了検査の申請に際し、施行規則第 4 条の規定による完了検査の申請書に次に掲げる書類を添えて完了検査の申請を行うものとする。

(1) 申請建築物等の計画に係る確認に要した図書

(2) 当該建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の写し

(3) 建築センターが完了検査申請の引受及び検査において特に必要があるとした図書

2 当該建築物等の計画に係る確認を行った者が建築センターである場合においては、建築主等は、前項第 1 号に規定する図書の提出を要しない。

3 当該建築物等の中間検査合格証の交付を行った者が建築センターである場合においては、建築主等は、第 1 項第 2 号に規定する図書の提出を要しない。

(完了検査申請の引受及び契約)

第 36 条 建築センターは、完了検査の申請があつたときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。

(1) 申請のあった建築物等が建築センターの指定区分に合致する建築物等であること。

- (2) 工事監理者が当該建築物等の工事監理資格を有し、かつ建築士法の規定に違反していないこと。
 - (3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
 - (4) 当該建築物等が第 15 条第 2 項の規定に該当するものでないこと。
- 2 建築センターは、前項の規定において、完了検査申請関係図書に不備を認めるときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、完了検査申請関係図書を建築主等に返却する。
- 3 第 1 項により申請を引き受けた場合には、建築センターは、建築主等に完了検査引受証（規則別記第 22 号様式）を交付する。この場合、建築主等と建築センターは別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとする。
- 4 建築センターは、前 3 項の規定に関わらず、確認等の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適性に完了検査を実施することが困難な場合には、完了検査の業務を引き受けない。

（業務約款に盛り込むべき事項）

第 37 条 前条第 3 項の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 建築主等は、建築センターが完了検査業務を行う際に、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨の規定
- (2) 建築主等は建築センターの請求があるときは、建築センターの完了検査業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確に建築センターに提供しなければならない旨の規定

（完了検査の実施）

第 38 条 建築センターは、工事が完了した日又は完了検査の引き受けを行った日のいずれか遅い日から 7 日以内の予め定めた完了検査予定日（建築センター又は建築主等の都合により、完了検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日）に、当該申請に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を確認検査員に実施させる。

- 2 確認検査員等は、第 20 条第 2 項に掲げる者が建築主等である建築物等又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物等について、完了検査の業務を行わない。
- 3 確認検査員等は、指針等に基づき目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により、前項の検査を行う。この場合、必要に応じ、建築主等に説明、作動試験の実施等を求めることとする。
- 4 補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、単独で検査を行わない。

(完了検査の結果)

第 39 条 建築センターは、建築主等に対し、前条の検査の結果、申請に係る建築物等が、建築基準関係規定に適合することを認めたとときにあつては施行規則別記第 24 号様式による検査済証を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたとときにあつては施行規則別記第 23 号の 2 様式による通知書を、それぞれ交付する。

(完了検査の申請の取り下げ)

第 40 条 建築主等は、建築主等の都合により、検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書の交付前に完了検査の申請を取り下げ場合は、その旨及び理由を記載した完了検査申請取り下げ届（第 9 号様式）を建築センターに提出する。

2 建築センターは前項の申請があつたときは、検査を中止し、提出された完了検査申請関係図書を建築主等に返却する。

(完了検査の記録)

第 41 条 確認検査員等は、申請のあつた建築物等の完了検査における建築基準関係規定ごとの適否、完了検査業務の実施にあたり行った指示、指摘、これらに対する建築主等の回答、措置等を記録するものとする。

第4章 確認検査手数料等

(確認検査手数料の設定)

第 42 条 建築センターは、確認検査業務の実施にかかる手数料を財団法人茨城県建築センター確認検査業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）に定める。

(確認検査手数料の収納)

第 43 条 建築センターは、建築主等が、建築センターに確認、完了検査又は中間検査の申請を行う場合には、手数料規程に基づく手数料を収納する。ただし、業務に支障なく、かつ業務を効率的に行うことが可能な場合は、手数料を減額又は免除することができる

2 建築センターは、建築主等からの手数料を銀行振込み又は現金により収納する。

3 前項の払込みに要する費用は建築主等の負担とする。

4 建築センターと建築主等は協議により、一括納入など別の方法を取ることができる。

(確認検査手数料の返還)

第 44 条 収納した手数料は返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、建築主等に返還する。

(1) 建築センターの責に帰すべき事由により確認又は検査が実施できなかった場合

- (2) 完了検査申請書取り下げ届があった場合又は中間検査申請書取り下げ届があった場合の検査手数料。ただし、検査を実施していない場合に限る。
- (3) その他、建築センターが認めた場合。

第5章 確認検査業務の監視、改善方法

(苦情処理)

- 第 45 条 建築センターは、確認検査業務について当該業務の依頼者又は当該業務の他の当事者から受けた業務に関する苦情に適切に対処する。
- 2 建築センターは、法第 94 条第 1 項に規定する審査請求が行われた場合において、これに適切に対処する。
 - 3 前 2 項の苦情、審査請求及びこれらに対して建築センターがとった処置は、遅滞なく記録し、適切に保管する。

(内部監査)

- 第 46 条 建築センターは、顧客の要求事項を満たしているか、また、適正な確認検査業務管理体制が維持されているかどうかを検証するため、原則として年 1 回、内部監査を実施する。
- 2 内部監査においては次に掲げる事項を審査する。
 - (1) 法、法に基づく命令及び条例、これらに関わる技術的助言、指針、その他関係法令への適合状況
 - (2) この規程への適合状況
 - (3) 第 3 条第 1 項に規定する確認検査業務実施方針への適合状況
 - (4) 確認検査業務管理体制の状況
 - (5) 規程の内容の見直しの必要性
 - 3 監査された業務領域の責任者は、発見された不具合及びその原因を排除するために処置を講ずる。監査員はとられた処置の検証及び検証結果について確認検査業務管理責任者に報告するものとする。

(不適合案件等の管理)

- 第 47 条 建築センターは、不適合案件（建築基準関係規定に適合しない又は適合するかどうかが決定できない案件について、誤って確認済証、中間検査合格証又は検査済証を交付したものをいい、法第 6 条の 2 第 11 条に規定する通知（以下「不適合通知」という。）を受けた案件を含む。以下同じ。）が発生した場合について適切な処理を確実に実施する
- 2 建築センターは確認済証、中間検査合格証又は検査済証を交付したあとに不適合案件であることが確認されたときは、速やかに建築主等及び特定行政庁にその旨を報告するとともに、特定行政庁の指示のもとに適切な処置をとる。

3 建築センターは、不適格案件について、案件の概要、不適格の内容、とられた措置の内容等に関して、記録する。

(再発防止措置)

第 48 条 建築センターは、不適格案件の発生その他により確認検査業務管理体制に不適切な内容が発見されたときには、不適格案件の再発防止等のため、不適格案件発生の原因を除去するための処置（以下「再発防止措置」という。）をとる。再発防止措置は発見された不適格案件の影響に見合ったものとする。

2 建築センターは、再発防止措置に関する以下の事項を定める。

- (1) 不適格案件の内容確認
- (2) 不適格案件発生の原因の特定
- (3) 不適格案件が発生しないことを確実にするための処置の必要性の評価
- (4) 必要な措置の決定及び実施
- (5) 実施した処置の結果の記録
- (6) 是正処置において実施した活動の評価

第6章 その他確認検査業務の実施に関し必要な事項

(書類の備え置き及び閲覧)

第 49 条 建築センターは、法第 77 条の 29 の 2 に基づく書類の閲覧の求めに適切に対応するために、本部事務所、県南事務所及び県西事務所に必要な設備及び体制を置く。

(事前相談)

第 50 条 建築センターは、建築センターに確認、完了検査又は中間検査の申請を行おうとする建築主等から、事前に相談を受けることができる。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 51 条 建築センターは、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付を行う場合は、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(機密情報管理)

第 52 条 建築センターの役員及びその職員並びにこれらの者であった者は、確認検査業務に関して知り得た秘密及び個人情報を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(図書が円滑に引渡しさせるための措置)

第 53 条 建築センターは、機関省令第 31 条の規定に基づく書類の引き継ぎを行うこととなつた場合に、円滑に引渡しを行うことができるよう、予め必要な措置を講じる。

(指定区分等の提示)

第 54 条 建築センターは、指定の区分、業務区域、指定の番号、指定有効期間、機関の名称、主たる事務所の住所、電話番号、取り扱う建築物等の内容、及び実施する業務の態様を、公衆に見やすいように提示する。

附則 この規程は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 15 年 1 月 10 日から施行する。

附則 この規程は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

附則 この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 20 年 6 月 12 日から施行する。

附則 この規程は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。